

○平成十五年度中国化学会大会 六月二十八日(土)

於 文教大学

〔研究発表〕

一、『中原音韻』『作詞十法』の評語について

文教大学 舟部 淑子氏

一、文学作品の具現化と『桃花源記』に基づく文化景観

東京都立大院 小林 佳廸氏

一、福建浦城方言の程度表現について

文教大学 蔣 垂東氏

一、ヴァーチャルラーニングシステムとマルチランゲージ

教育

上智大学 高橋由利子氏

一、天人之分と天命

梅花女子大学 菅本 大二氏

一、司馬遷の「悲しみ」

京都教育大学名誉教授 青木 五郎氏

〔シンポジウム〕

『桃花源記』を読みなおす

——いくつかのキーワードを軸に——

司会者

筑波大学

向嶋 成美氏

発言者

星陵高等学校

小出 貫映氏

大東文化大学

門脇 廣文氏

聖徳大短大

坂口 三樹氏

〔総会〕

一、開会の辞

向嶋副会長

二、議長選出 小出貫映氏を議長に選出

三、会長挨拶

高橋会長

四、諸報告

(1) 総務委員会

小松委員

(2) 企画委員会

安藤委員

(3) 編集委員会

大上委員

(4) 会計委員会

大塚委員

五、議事

(1) 平成十四年度決算

大塚委員

(2) 平成十五年度予算

大塚委員

六、会長選挙 向嶋成美氏を会長に選出

七、理事選挙

相原茂、青木五郎、安藤信廣、上田武、大上正美、大塚秀明、加藤敏、後藤秋正、小松建男、桜田芳樹、白

井啓介、高橋均、沼口勝、堀池信夫、松本肇の十五名  
を理事に選出。

八、閉会の辞

向嶋副会長

平成十六年三月七日（土）

於 筑波大学学校教育部

一、王維における自然詠法の一考察

筑波大学大学院 齋藤 聡 氏

○ 月例会

平成十五年五月十日（土）

於 筑波大学学校教育部

館を中心に

一、最近の中国図書館事情——北京図書館、中国国家図書

一、漢文教材としての『論語』

筑波大学大学院 滝 愛美氏

平成十五・十六年度役員

文教大学 阿川 修三氏

一、袁燦「妙徳先生伝」と陶淵明「五柳先生伝」

会長 向嶋成美

——沈約『宋書』の文脈における意味の変容——

副会長 大上正美

青山学院大学大学院 希代麻也子氏

理事

平成十五年十一月八日（土）

於 筑波大学学校教育部

相原茂、青木五郎、上田武、大久保隆郎、甲斐勝二、

一、陶淵明の勸農詩と農家思想

上田 武 氏

加藤章、北村良和、後藤秋正、桜田芳樹、高木重俊、  
高橋明郎、高橋均、谷口匡、谷口真由実、田部井文雄、  
中村嘉弘、沼口勝、間嶋潤一、村田和弘、望月眞澄、

平成十六年一月三十一日（土）

於 筑波大学学校教育部

吉原英夫、劉勳寧、鷲野正明

一、映画がモダンになるまで 酪繩の都市文化と中国電影の

黎明期

企画委員会

理事・委員会（兼任）  
総務委員 小松建男（常任理事）、大橋賢一

白井啓介（常任理事）、佐治俊彦、佐藤一樹、高橋由利子、

文教大学 白井 啓介氏

中村俊也、堀池信夫、増野弘幸、松本肇、渡辺雅之  
編集委員会

安藤信廣（常任理事）、阿川修三、加藤敏、河内利治、  
坂口三樹、細谷美代子、松村茂樹、

会計委員会 大塚秀明（常任理事）、佐々木勳人

会計監査 清水智恵、伊原大策

幹事 北島大悟、西村論、山口若菜

住所、勤務先等に変更のあった方は、事務局（〒305-8771  
茨城県つくば市天王台1-1-1、筑波大学 人文社会研  
究科文芸・言語専攻内）宛御一報下さい。

## 中国化学会会則

第一条 (名称) 本会は中國文化学会と称する。

第二条 (目的) 本会は中國文化及び漢文学の研究とそれに基づく教育への寄与をもつて目的とする。

第三条 (事業) 本会は以下の諸事業を行う。

ア 大会 年一回。

イ 例会 年数回。

ウ 会報「中國文化」の発行。

エ 会員名簿の発行。

オ その他、本会の目的を達成するために必要と認められた事業。

第四条 (会員) 本会は、本会の趣旨に賛同する個人、法人、団体の会員によつて構成される。

2 本会に入会を希望するものは、会員一名の推薦により理事会の承認を経て会員となることが出来る。

3 会員は第三条にいう諸事業に参加し、刊行物の頒布を受けることが出来る。また、役員選挙の選挙権、被選挙権を持つ。

4 会員は本会則に定める会費を納めなければならない。

第五条 (役員) 本会に以下の役員を置く。役員の任期は二年とし、再任を妨げない。

ア 会長 一名。会長は総会で選出される。会長は会を代表し、会務を統べる。

イ 副会長 本会に副会長一名または二名を置くことができる。副会長は理事会の議を経て会長が委嘱する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

ウ 理事 十五名。理事は総会で選出する。会長は理事会が必要と認めた場合、総会で選出された理事以外に理事若干名を委嘱することができる。

エ 常務理事 若干名。常務理事は理事の中から互選により選出する。

第六条 (総会) 総会は本会の最高意思決定機関で、会長が招集し、毎年一回開催される。

第七条 (理事会) 理事会は会長が招集し、会の重要事項を審議する。

第八条 (常務理事会) 本会の日常会務を執行するために常務理事会を置く。常務理事会は会長、副会長、常務理事をもつて構成する。

第九条 (委員会) 常務理事は以下の委員会に属し、会務を分担する。

ア 総務委員会

ウ 編集委員会

エ 企画委員会

第十条 (会計監査委員) 会計監査委員は毎年一回本会の経理全般を監査し、その結果を総会に報告する。会計監査委員は理事以外の会員の中から会長が委嘱する。

第十一条 (選挙管理委員) 選挙管理委員は二年ごとに行われる会長と理事の改選を実施し、その事務を取り扱う。

第十二条 (会計) 本会の諸事業に要する経費は会員の納入する年会費及び寄付金などで賄われる。

2 年会費四、〇〇〇円とする。

3 本会の会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

第十三条 (改定) 本会則の改定は、理事会の決議により、総会出席者の過半数の同意を得て行う。

〔付則〕 1 本会則は一九七七年(平成九年)六月二十八日から大塚漢文学会会則に代つて発効する。

二〇〇一年(平成十三年)六月二十三日改正。

2 本会の事務所を当分の間筑波大学芸言語学系中国文学研究室に置く。

〔了解〕 (理事の選出、委嘱、常務理事の互選に関して) 理事会は可能な限り全国各地区から選出の理事を含めて構成し、常務理事は実務担当に便宜な地域に居住する理事で構成する。

## 「中国文化」投稿規定

### 〈応募資格など〉

- 1 中国文学会会員に限る。
- 2 応募原稿は、未公開のものに限る。ただし、11頭で発表しこれを初めて論文にまとめたものは受理する。

### 〈原稿枚数など〉

- 3 原稿は校正時に加筆を要しない完全原稿とする。
- 4 原稿枚数は、本文・注・図版などをあわせて、枚数を厳守する。原稿は論文については400字詰め30枚以内、研究ノートについては400字詰め20枚以内とする。注も原稿用紙1マスに1字を取める。(ワープロ使用の場合、縦書きは26×21行で23枚以内とし、横書きは35×33行で11枚以内とする。)
- 5 図版を必要とする場合、占有面積半ページ分を550字として換算する。図版原稿はそのまま版下として使用できる鮮明なものとし、掲載希望の縦・横の寸法を明示する。表についても、掲載希望の縦・横の寸法を明示する。

### 〈体裁・表記など〉

- 6 原稿は縦書き・横書きのいずれでもよい。
- 7 原稿は常用漢字を原則とする。正漢字・簡体字などを用いる場合は下記に注意する。
  - (1) 引用文など必要箇所を正漢字で表記する場合は、原稿提出時において表記が成されていること。(正漢字箇所を必ずマーカーなどでマークすること。)
  - (2) 引用文など必要箇所を簡体字で表記する場合も(1)に同じ。
  - (3) とくにワープロ原稿の場合、上記の点に留意すること。引用部分が手書きになっても差し支えない。
- 8 中国語のローマ字表記は、漢語拼音方案による。但し、特殊な綴りで通用している固有名詞や、本人が自分の名前に使用している綴りについては、その使用も認める。また、日本語のローマ字表記は、ヘボン式の使用を原則とする。

### 〈原稿提出〉

- 9
  - (1) 締切日：2月末(厳守すること)
  - (2) 提出先：〒305-8571 茨城県つくば市天王台 1-1-1  
筑波大学文芸言語学系内(小松研究室気付)：中国文学会
  - (3) 原稿は必ず書留により上記に郵送するものとし、2月末日までの消印のあるものを有効とする。
  - (4) 応募時に、原稿以外に複写コピー2部を用意し、合わせて計3部を提出する。(事故に備え、提出前にあらかじめ自家用のコピーを必ず作成しておくこと。)

### 〈審査〉

- 10 採否については、編集委員会が委嘱した査読委員の報告を受けて、編集委員会で決定し、3月末日までに連絡する。

### 〈抜刷ほか〉

- 11 論文掲載者には、掲載誌3部および抜刷20部を贈呈する。